

第四章 備荒貯蓄にみる百姓・領主関係

——「積石一件」を事例として——

はじめに

渡辺 尚志

本章は、備荒貯蓄を通して百姓・村・旗本領主関係の特質の一端に迫ることを課題とする。近世には、地震・噴火・洪水・火災・飢饉などの災害が繰り返し人々を襲った。そうしたなかで、人々は、領主であれ民衆であれ、それぞれの立場から被災後の復興に努めるとともに、次の災害に備えて防災・減災対策に知恵を絞った。大災害は人命に関わる問題であるだけに、人々はそれへの対策に英知を結集した。したがって、復興策や防災・減災対策の具体的なありようのなかには、近世社会の固有の特質と、その到達点および限界が凝縮されているといえよう。そこに、災害史研究の特別の重要性がある。二〇一一年の東日本大震災以降、近世災害史研究は現代的課題意識にも支えられて大きく進展してきた。本章では、そうした成果に学びつつ、旗本領における備荒貯蓄について考察する。

一八世紀以降になると、予想される災害に備えて、計画的・制度的な備荒貯蓄が全国的に進められた。ただし、そ

の具体的なあり方は、幕府領・大名領など支配の違いに応じて多様であった。本章では、河野氏領四か村の事例から、一九世紀の旗本領における備荒貯蓄の実態と、そこから垣間見える百姓・領主関係の特質を検討していく。以下、第二節ではこれまでの備荒貯蓄についての研究史を整理して、その成果と課題について考える。それを踏まえて、第二節以下では、備荒貯蓄とそれをめぐって起こった一件の一部始終を跡付けていく。

一 研究史の整理

1 領主政策論の立場から

本節では、備荒貯蓄に関する先行研究を概観しておきたい。

まず、深谷克己氏の次のような主張からみていこう〔百姓一揆の歴史的構造⁽¹⁾〕。早い藩では、一七世紀後半に糶・麦などの貯えの方式が整い始め、一八世紀前半にはそれが全国的に拡大した。そうしたなかで、夫食貸が施策の中心に置かれるようになり、一八世紀中には運用の細かな基準が設けられた。貯穀や貸付には領主側の管理が厳しく、百姓側ではほとんど負担に等しいものという受け止め方も生じた。

幕藩権力は、一八世紀以降、収奪強化策の一方で、夫食・種粃についての領主「御救」を限定していく。それは、百姓経営の維持をいっそう村内部の「助合」に転嫁するものであった。その結果、村方地主・村役人層は、惣百姓との矛盾を深めつつも、「一村かぎりの村「成立」」のための助成の役割に位置づけられて、領主収奪のもとにさらされた場合には、その地主的基盤の維持のためにも「百姓成立」のために村役人としてなお領主収奪への抵抗を回避できない根拠となったのである〔同書二三頁〕。

大友一雄氏は、次のように言う⁽²⁾。幕府は、享保末年前後を境に、増加する夫食貸付とその未返済が幕府財政の負担になっていくとして、風水害など特別な場合を除いて、通常の夫食貸与を制限する方向に転換していった。こうした夫食貸付削減の影響を緩和するために、郷村貯穀制度が導入された。郷村貯穀制度の導入は、百姓による相互扶助を村に強制し、領主支出の削減を図るとともに、百姓経営を維持し年貢の安定収奪を可能ならしめることを目的としていた。したがって、以後の貯穀は基本的に百姓の負担とされたのである。

福田千鶴氏は、福岡藩を主要対象として以下のように述べる⁽³⁾。領主の「御救」は、「成立」＝経営維持の問題からさらに一歩踏み込んで、生命維持の問題として捉える必要がある。つまり、生命維持を限界条件として、さらに民衆の困窮の度合いに応じて「成立」を指す政策が「御救」である。

享保の飢饉は、「御救」の大きな転換点であった。これ以降、領主は、本来領主の社会的責務として行われる「御救」を貢租化し、その財源を百姓の負担とするようになる。また、民間の富裕者の自発性や村の救済機能に責任を転嫁していった。

「御救」政策は幕末までみられるが、本来の「御救」は支配の拠点である都市(城下町)における緊急時の臨時的な救恤に限定され、領民にとって貢租化された「御救」は領主から施されるものではなく、自らの負担の代償として領主に支払いを要求すべきものとみなされるようになった。しかし、福岡藩の場合、新たに制度化された「御救」は形骸化し、領民の側は負担意識のみを増大させた。享保期における「御救」政策の転換は、幕藩制が安定化の秩序原理を喪失する画期となったのである。

さらに、菊地勇夫氏は、東北地方における飢饉研究を踏まえて次のように言う〔飢饉から読む近世社会⁽⁴⁾〕。享保の飢饉では、幕府の全国政権としての公儀性が前面に出て、幕府は廻米・拝借金などの積極策によって被災大名の救済

に当たり効果を上げた。しかし、享保の飢饉を画期として、公儀が百姓の成立・御救に責任を持たなければならぬという御救主義は行き詰まりをみせ、幕府は飢饉・災害対策を百姓の自己責任とする方向へと転換した。

仙台藩の場合には、宝暦の飢饉が大きな転換点となった。「農村荒廃現象を眼前にして、藩々公儀の御救から地域の行政的な危機管理への移行」(同書四一七頁)が始まったのである。

寛政改革時には、備荒貯蓄政策が改革の柱の一つとなり、これは「封建的社会政策」と評価されてきた。⁽⁵⁾「ここにおける備荒貯蓄政策の特徴は、地域住民(村・町)側に運営組織を作らせて自主的に管理させ、領主側が監督する地方行政的なシステムの構築であったという点である。幕府が公儀として御救に全面的に責務を担うというのではなく、また年貢の一部のように徴収して領主側が管理するのではない、新たな危機管理の模索」であった(同書二一四頁)。

「こうした村・町側が実質的に管理・運営しつつも公的な性格づけがなされた貯蓄制度をいかに評価すべきであろうか。これによって地域社会がある程度凶作・市場変動に打たれ強くなり、飢饉のリスクを多少とも軽減しえたのは否定できない。幕藩領主による地域社会の抱き込み、幕藩権力の延命策とみるべきなのか、あるいは地域社会が行政的な危機管理能力を備えていく備荒貯蓄の公共性においてみるべきなのか。その拮抗関係のなかに現象していることは間違いないにしても、後者の文脈において捉えていきたいというのが拙稿の立場である」(同書二一四～二五頁)。

「幕府にとどまらず、社会が全国的に取り組まれるようになったのは、宝暦・天明期以降、とりわけ十九世紀前半のことであった。農民負担の社会も、領主側の直接管理下に置かれるのではなく、かといって農民の私的な貯蓄ではなく、領主権力によって確認された半官半民的ないし公共的な貯蓄であることに特徴があった。貯穀制が成功するためには、負担者に信用される管理責任の明確化と運営の明朗性が必須であった。従来の徴税請負的な村役人業務をはるかに超えて、地方行政的な自治的運営に参加し、それを広げていく機会・場になったのではないか。……もち

ろん、それは新興の豪農・豪商の地域支配と密接にからんでおり、備荒貯蓄が彼らの地域主導者としての活動領域の拡大であったのは認めねばならない。だが、幕藩体制の行き詰まりのなかで凶作・飢饉に打たれ強い地域社会の成り立ちがどのように保障されていくのかという観点に立てば、近世後期における社会の展開を、領主権力・国家に全面依存しない、民間の、在地からの危機管理(セーフティネット)への関与として積極的に位置づけていく意味あいは大きいものと考えたい」(同書四一七頁)。

2 村落の現場から

以上、備荒貯蓄について領主政策の推移から考察した諸研究を取り上げたが、次に備荒貯蓄が村落の現場でどのように実現されたのかを検討した研究をみていきたい。まず、東北地方を対象とした研究を取り上げよう。

山内励氏によれば⁽⁶⁾、出羽国村山郡の幕府領では、天保期以降、非常時の貸付を目的とした備金制度がつけられていた。この制度を郡中備金といい、一村の枠を越えて積金をする制度であった。この郡中備金は、支配替えの結果、制度の参加村が複数所領にわたることになっても維持・継続された。また、場合によっては、支配替えの際にそれまでの積金を清算・分配することもあった。山内氏の研究から、この制度が必ずしも支配の枠に限定されないものであったことがわかる。

中谷正克氏は、出羽国村山郡の幕領村々を対象として、各村に置かれた郷蔵保管籾の性格とその運用実態を解明している。⁽⁷⁾天明八年(二七八)の幕府の夫食貯方仕法によって、郷蔵に備荒用の籾を貯蔵しておくことが制度化された。文化・文政期以降、郷蔵に保管された籾は、実際に凶災時には村の百姓たちに無利子で貸し渡されている。郷蔵保管籾には、領主籾と百姓貯穀の二種類があったが、貸出にあたってはまず百姓貯穀から先に貸し出されており、そこに

は明確な順序が存在した。しかし、それでも領主も救恤に当てられていることは間違いなく、その点に着目すると、一概に一九世紀に領主の御救が後退したとのみは評価できない。

佐藤大介氏は、一九世紀前半の仙台藩領における備荒貯蓄等の飢饉対策を取り上げて、領主・地域リーダー・一般民衆三者の「協働」のあり方と、それを通じた「公共」の実現のされ方を検討している⁽⁸⁾。地域リーダーたちは、住民への飢饉対策という公共の担い手として藩・領主側と「対等な」意識をもち、藩の果たすべき役割を明示することで、藩を強く拘束しようとした。彼らには、藩への信頼感と表裏一体の緊張関係が存在していた。このような地域での動きを、藩側も積極的に受け止めた。

一方、飢饉対策で保護されるはずの一般地域住民の一部には、享楽にふけり、自らの負担を忌避し、飢饉対策のための制度を悪用する者がいた。少なからぬ数の住民が私利を追求し、地域リーダーや領主の救済策を阻害していた。そこには、住民内部における「協働」や、誰もが納得できる「公共」の論理を築く難しさが示されている。

関東地方に関しては、栗原健一氏が、下総国土浦藩領の事例から、一八世紀後半以降の備荒貯蓄の展開過程について以下のように述べている⁽⁹⁾。「集穀」＝備荒貯蓄制度成立の契機は、天明期の村落の困窮状況に対して、藩が「御救」手段が欠如しているという危機意識をもったことであつた。こうして開始された「集穀」は、しだいに村主体の制度運営へと移行していく。村側が「集穀」に積極的に関わり、小前百姓まで含めた村主体の運営へと移行していったのである。貯穀は、藩主からの御預りと、村方寄穀からなり、後者においてはほぼ惣百姓の軒別均等割が採用されていた。継続的な貯穀は、百姓の自律的な「社会保障」の実現を示しているといえよう。時には、小前百姓が村役人に願ひ出て、藩の許可を得ずに穀物を借用する「内借」が行われており、そこに小前の主体的な制度運営と、それに対する村役人の理解をみてとれる。明治初年までは、こうした備荒貯蓄の在地での継続が確認できる。

さらに、栗原氏は、三河国設楽郡稲橋村古橋家を事例に、以下のように述べている⁽¹⁰⁾。①備荒貯蓄の運営主体は豪農層であつたが、小前層の出穀も不可欠であつた。②貯蓄された穀物は、村落共同体の所有物であつた。③備荒貯蓄の前提として農業出精と儉約が必要であり、そのためには家内・村内における人間関係の「和熟」が重要視された。

中部地方については、田中薫氏が、信濃国の松本藩領および松本藩預りの幕府領を対象に、一八世紀以降の備荒貯蓄制度について検討している⁽¹¹⁾。

天明八年に開始された幕府の困穀制度は、村方の要求・合意を踏まえて実施された。松本藩預りの幕府領村々においては、困穀制度の前提に、飢饉克服の手立てとしての村内融通の仕法がすでに存在していた。幕府は、村内融通をすくいあげるかたちで、村の出穀に下賜分を加えてそこに公的性格を付与し、官民両者による共同貯穀として制度化した。積穀の中心は、幕府からの下賜穀であつた。これは、松本藩領の困穀のほとんどが村出穀であつたのとは対照的である。積穀は松本藩役人による改めを受け、貸し出しの際には藩御預役所の認可が必要であつた。

松本藩は、天保の飢饉を契機に、領内三か所に組連合の困穀蔵を建設し、そこに年貢の御容赦糶・軒割出穀・奇特糶を積み立てた。これは、従来からの村困穀を補完するものであつた。困穀の積替えは、藩の強制により、領内酒造家によって行われた。この組連合蔵での困穀は、その後、組単位の困穀に移行していった。

幕領預所八か組では、天保九年(一八三八)から、御用米蔵の払糶を買い受けて城下御困蔵での困穀を開始した。さらに、城下の御蔵への金子での積立ても行った。困穀の積替えは、村の有力者の引き受けや、村人たちへの割当など、各村が自主的に行っていた。

慶応二年(一八六六)・明治二年(一八六九)の凶作時には困穀が貸し出されているが、その際には村内の融通を基本として、そのうえで困穀貸出が実施されている。

困穀蔵の建設や積穀・積替え・貸出の全過程において、藩役人の認可・管理が必要であった。これには、藩の管理統制という側面だけでなく、公正で安心できる保管と公的・制度的保障を求める百姓側の意向もはたらいていた。こうした官民共同の相互扶助的性情をもつ困穀は明治初年まで継続維持されていたが、それ以降の明治国家による近代備荒貯蓄制度のなかに継承されることはなかった。

近畿地方に関しては、山崎善弘氏⁽¹²⁾と尾崎真理氏⁽¹³⁾の研究がある。

山崎氏は、「取締役」(幕領・御三卿領に設置された中間支配機構)をはじめとする豪農層が社会に貯蔵する穀物の大部分を負担し、その管理・運営も「取締役」が担っていたことを明らかにした。そこから「取締役」が領主の「御救」を代行し、「百姓成立」を保障していたとする。領主は地域社会内の有力な地主・豪農層を中間支配機構として編成し、彼らの財力にもたれかかることによって、「御救」体制の維持に努めようとした。領主の社会的責務である「御救」の財源を領民の負担とする体制が実現したのは寛政改革期であり、ここに「御救」が政策的に完成され、広く幕藩領主の危機管理システムとなったといえる。領主は、従来小前層から期待されていた地主・豪農層の「合力」を、領主の「御救」へと変換したのである。

尾崎真理氏は、畿内の幕領を対象に、村における備荒貯蓄である「郷村貯穀」について、特に代官が政策実施に果たした役割を中心に検討している。天明八年、天明の飢饉を受けて、全国の幕領でほぼ一斉に「貯夫食仕法」が開始された。これは、百姓負担で雑穀などを積み立てさせ、そこに幕府からの御下穀を加えるというものであった。しかし、貯穀開始から文政期までは、村側も代官側も、この制度を建前上維持するために貯穀を行っていたという側面は否定できない。

天保の飢饉時には在来貯穀が貸し出されたが、それでは足りずに、代官役所が間に入って地域の富裕者の富を村々に貸し付けたり、代官役所が拝借銀を許可したりして対応した。前者は、富裕者の富が代官役所を通すことで、村を越えたより広い範囲の救済に充てられたものと評価できる。

従来の備荒貯蓄の不十分さを認識した代官役所は、嵩む拝借銀の縮小目的もあって、弘化期に新たに大規模な「別圃」を実施した。この「別圃」は、富裕層の出穀に大きく依存したことで、代官の主導的役割が特徴的であった。「別圃」などの貯穀は、嘉永期ころまでは実質的に機能していたが、それ以降、制度上は継続しつつも実態は形骸化していった。代官役所の監視・管理が緩んだことが、形骸化をもたらした一因であった。

3 近代への展望

次に、備荒貯蓄のあり方の変化から、近代への展望を述べた松沢裕作氏の研究を取り上げよう(『明治地方自治体制の起源』⁽¹⁴⁾)。氏は、近世後期における制度の危機(ヘゲモニー危機)に関して、次のように言う。「近世中後期において、領主は政策基調としては直接救済の実施に消極的となる。かわって導入されるのが天明期の貯穀制であり、天保期の村内富裕者による村内困窮者への救済であった。貯穀制は個々の農民に対する強制貯蓄制度ともいうべきものであったが、天保飢饉期の苛酷な状況と、農民層分解の進展を受けて、村内富裕者による村内困窮者への救済が出現し、この時点に至ってはじめて村という単位が再分配の単位としての機能を持つことになる」(同書一六一―一六二頁)。

「武蔵野新田地帯において、領主による救済が後退していったあとを引き受けて小農民の再生産を支える役割を果たしていたのは、村役人と村内の富裕層であった。(中略)最終的に村をこえた範囲で救済主体たりうるものは領主しか存在しない。(中略)ところが、幕末に向かつて領主の御救機能はますます低下する。(中略)こうして、問題は村の中へと内攻してゆかざるをえない。これは貢租引請の単位としての村請制村が、農民層分解を背景としてその機能を

転換させ、富裕層の富を困窮者に恒常的に移転させる機能を持つに至ったことを示している。このことは、村の共同性の成熟でもあるし、同時に腐朽でもある。このような状況においては富裕層と貧困層は村内部でのゼロ・サムの関係に立たされることになるからである。実際、天保期以降の質地地主の経営がこのことよって不安定性を免れえなかったことはすでに見た通りである。こうして、村内に相対的な富裕者⇨救うべきものと、相対的な貧窮者⇨救われるべきものとが発生する。一村を構成する百姓全体が、外部の領主権力との関係において持っていた受身の利害の斉一性は解体し、村役人・村々惣代のヘゲモニーはその存立根拠を喪失する。先行研究との関連で言えば、ここまでの検討の結果は、地域社会の行政能力の獲得も、再編された領主支配の実現も示してはいない。敷衍すれば、領主御救の後退も、あるいは経済的に有力な主体の存在も、それ自体として安定的な秩序形成に直接つながったわけではないのである。富の集積が秩序形成に結びつくためには、富と小農民と政治権力の、新しい構造が創出されねばならない〔同書一六七～一六八頁〕。

こうした状況の解決策として考えうる選択肢の一つに再分配単位の広域化―組合村による困窮者救済などがある。しかし、権力が身分制的に編成されているものにおいては、身分集団である村を越えたレベルに住民自身によって構成される政治権力を、それ自体自立したものととして構築することは不可能である。よって、広域化した再分配単位は、安定的には存立しえない。

以上、備荒貯蓄に関する先行研究を瞥見してきた。これらの諸研究からは多くを学べるが、いずれも対象としているのは幕府領か大名領であり、旗本領の事例はこれまでほとんど報告されていない。そこで、本章では、以下、河野知行所における備荒貯蓄を取り上げて、その特質について考察していきたい。⁽¹⁵⁾

二 河野知行所における積石の開始と中止

河野知行所四か村における備荒貯蓄(積石)は、文政一〇年(一八二七)にスタートした。それを示すのが、次の史料¹である。

〔史料1〕(千葉原文書館所蔵 前嶋家文書ア二六八)⁽¹⁶⁾

差上申御請一札之事

一米五俵也 但、当亥冬ハ式俵式斗御差加江共五俵之積石仕候、来子方五表ツ、積申候、

内式俵式斗御差加江米、尤当冬斗御下ケ之積り、

右者村方非常備与して、壹ヶ年五俵ツ、当亥方来ル申迄拾ヶ年之間取集、村役人共方江預り置、身元慥成者ニ可相成丈貸附利倍二仕、尤年々十二月中、小前一同立合勘定仕紛敷義無之様可仕旨被 仰渡、逸々承知奉畏候、依之差上申御請一札、如件

文政十丁亥年七月

御知行所内

上総国山辺郡台方村

名主

治兵衛印

同国同郡福俵村

名主

御地頭所様

利右衛門印

御役所

ここから、文政一〇年から「村方非常備」のための積石がスタートしたことがわかる。⁽¹⁷⁾その具体的方法は、次のようなものであった。各村の河野知行所ごとに、毎年一石ずつの米を一〇年間積み立てる(四か村で一年に四石)。ただし、文政一〇年のみは、一石のうち五斗を、河野氏が年貢米のうちから支出する。集めた米は村役人が預かり、身元の確かな者に貸し付けて利殖を図る。毎年一二月に小前一同が立ち会って勘定し、疑惑が生じないようにする。

他の史料から、①積石を貸し付けた利息分として、毎年一斗二升五合を積石に加えていくとされたこと(ト二七二一)、②このとき積石の取集め方法については村ごとの判断に任せられたため、台方村では時の名主(前嶋)治兵衛が一手に負担し、粟生野・千沢両村では百姓一同が銘々負担して積み立てたこと(ス一五三)、がわかる。

ここから、この積石は、初年のみ河野氏が半額を負担するものの、それは呼び水に過ぎず、二年目以降は村方の全面的な負担のもとにされたことと、実際の管理・運営は各村任せだったことが指摘できる。

したがって、文政一一年以降は、各村が毎年一石ずつ積み立てることになった。当初の計画通りにいけば、文政一一年末には、文政一〇年分の一石とそれを貸し付けた利米一斗二升五合、および文政一一年分の一石を合わせた二石一斗二升五合が積み立てられるはずであり、文政一二年末には、二・一二五石+(二・一二五石×〇・一二五)＋一石＝三・三九〇六二五石となるはずであった。

では、積石は実際に当初の計画通り実施されたのだろうか。その後の状況を示すのが、次の史料2・3である。

〔史料2〕(ア二七八)

乍恐以書付奉願上候

一、去ル亥年御知行所四ヶ村江積石壹ヶ年米壹石ツ、式割之利米差加江拾ヶ年被 仰付候処、今年五ヶ年ニ付右積石相調候所、是迄貸附候年々休月等茂有之式割之利米中々取上り不申候間、無休月壹割之以勘定相調申上度奉存候、尚又年季之儀も此上石数多分ニ相成候者、是迄之通積立行届不申儀者眼前ニ御座候ハ、若積立不相成候節者申訳ケ無御座何共難儀至極御座候間、御勘弁被成下今年切ニ積立相仕舞候様仕度奉願上候、勿論右積石^(買カ)高別帳之通当暮売払村々ニ而預り置、宜敷山地有之次第売請、各様御知行所江御出役之節御覽ニ入可申上候、此段四ヶ村一同奉願上候、以上

天保三辰

御知行所四ヶ村

六月

名主 治兵衛 印

同 利右衛門 印

同 浅右衛門 印

同 森川又兵衛 印

御地頭所様

御役所

〔史料3〕(ホ一六五―一三三)

書面願之通被 仰渡積石高当十二月迄ニ米貳拾六石八斗六升貳合八夕売払、来ル巳十二月中迄ニ山地買上ヶ候様可仕候、乍然相応之場所茂無之延々ニ相成候ハ、午年^ノ者右之金子江年壹割之利足を差加江取計候様被仰渡承知奉畏候、已上

千沢村代兼

辰九月

粟生野村
名主

浅右衛門印

福俵村代兼

台方村

名主

治兵衛 印

史料2では、以下のように述べられている。天保二年（一八三一）で、文政一〇年の積石開始から五年が経過したことになる。当初の計画では、毎年一石ずつの積石に、それを年二割（史料2では利率が年二割とされている）の利率で貸し付けた利米を加えた量の米が備蓄されているはずであったが、貸付を行えなかった期間もあり、積石量は当初の予定に達していない。そこで、これまでの五年間年利一〇パーセントで運用したということにして、現在あるべき積石量を算出したい。また、これ以上積石を続けると、積石量が多くなり過ぎ、管理・運営が行き届かなくなるだろう。そこで、積石は天保三年で中止したい。これまでの積石は同年末に売却し、その代金は村々で預かり、適当な山地を購入することにした⁽¹⁸⁾。

また、史料3からは、①天保三年九月時点で、四か村で二六石八斗六升二合八勺の積石がある計算になること、②翌天保四年一二月までに、積石の売却代金で山地を購入すること、③それまでに適当な山地が見つからなかった場合は、天保五年から売却代金に年一割の利息を加えていくよう河野氏から言い渡され承知したこと、などがわかる⁽¹⁹⁾。なお、史料2にある通り年一割の利率として四か村の積石量を計算すると、

文政一〇年	四石
文政一一年	四石十〇・四石十四石
文政一二年	八・四石十〇・八四石十四石
文政一三年（≡天保元年）	一三・二四石十一・三三四石十四石
天保二年	一八・五六四石十一・八五六四石十四石
天保三年	二四・四二〇四石十二・四四二〇四石

となり、史料3の数値二六石八斗六升二合八勺とほぼ一致する。このことは、史料3の数値が実際の積石量を正確に示すものではなく、机上の計算によって得られた数値であることを示唆している。史料2で、「これまでの五年間年利一〇パーセントで運用したということにして、現在あるべき積石量を算出したい」と述べられていることも、この推測を裏付けている。

しかし、ちょうどこの時期、天保の飢饉に遭遇したこともあって、天保四年一月になっても積立状況の確認は完了していない。そのため、四か村側では、天保五年一月まで待つてほしいと地頭役所に願ひ出ている（ア二七六）。その後、天保五年一月に調査が完了したかどうかは判然としない。

次に事態が動くのは天保七年であり、それを示すのが次の史料4である。

〔史料4〕（サ三九）

乍恐以書付奉願上候

一、御知行所上総国四ヶ村役人惣百性一同奉願上候、去ル巳年以來稀成凶作打統、惣百性一同飢渴も可及程之大難渋之時節之処、御乗出し金上納之用意可致御沙汰有之候得共、惣百性一同難渋至極任、右ニ付先年積石之義利

廻しニ相成候処、右之金子為御救与惣百姓一同江被下置度段偏ニ奉願上候、何卒御聞濟被成下置候ハ、誠ニ以御仁恵之段難有仕合奉存候、以上

天保七申年十一月

御知行所

上総国

台方村

名主次兵衛(治)

福俵村

同利右衛門

青野村

同長左衛門

千沢 源八

御地頭所

御役所

史料4は知行所四か村から地頭役所に差し出した願書だが、そこからは以下の事情が判明する。①天保七年に、河野氏から四か村に「御乗出し金」の上納が命じられた。「御乗出し金」とは、河野氏の家督相続に伴う入用である。②しかし、天保四年以来の凶作で百姓たちは困窮しており、「御乗出し金」の上納は困難である。③そこで、四か村の惣百姓は、先年からの積石を換金した金子を、「御救」として下付してくれるよう求めている。

この時点で積石がどのような状態になっていたのか確実なことはわからないが、実態確認の遅延はあったものの(ア二七六)、大筋では史料2にあるように、積石は売却・換金され、その金は村々で預かり、ある程度の貸付・運用がなされていたものと思われる。四か村側では、それを村方に下付してほしいと願っているのである。その金を「御

乗出し金」の上納に充てようというのであろう。この願いを受けて、河野氏の御用役浜田元兵衛から、次の史料5が出された。

(史料5)(ア七七)

申渡之事

一、御知行所四ヶ村名主組頭百姓代一同願ニ付、先年百姓為用意与積石申付候処、折悪近年凶作打続、猶又巳年已来当年柄ニ付積石之儀百姓共難渡儀ニ付、村役人一同御地頭江願上候処、御上ニ而御聞濟有之、積石之儀御宥免被成候、右之段村々一同江申渡候、以上

天保七

河野良以内

申十二月八日

浜田元兵衛 印

御知行所

台方村

名主

治兵衛

福俵村

名主

利右衛門

栗野村(生脱)

同
長左衛門
千沢村
同
源 八

史料5には、四か村の願いを聞き入れて、積石を「宥免」する旨が記されている。ただし、後述する嘉永七年（安政元へ一八五四）の「積石一件」においては、この史料の性格が問われることになる。それはともかく、史料5を得たことで、村側が積石（当時は積金は村方に下付されたものと考えたのは当然であった。先述したように、台方村では前嶋家が一手に積石を負担し、千沢・粟生野両村では百姓一同で負担した。そうした積立の経緯を反映して、天保七年に、台方村では下付された積金を前嶋家が受け取り、千沢・粟生野両村ではそれを「御乗出し金」の上納に振り向けたのである。なお、台方村においては、前嶋家が「御乗出し金」の相当部分（あるいは全額か）を負担したと思われる（ス一五三）。

ともかく、こうして天保七年の時点で、穀物のかたちであれ金銭のかたちであれ、文政一〇年以來の積石は解消することになった。

その後、嘉永五年一二月には、知行所の村役人・百姓らから地頭役所に次のような請書が出された。

〔史料6〕（ア二三二）

〔端裏書〕
嘉永五子年十二月

御地頭所様ニ而御救御手当与して御積立被相極候趣ニ而、村々役人小前一同方之御受書之写

前しま写 ㄱ

御請書之事

一、是迄年来四ヶ村役人中万端取扱方行届、右ニ付小前一同迄格別之 御苦勞等茂不相掛 御安心之事ニ思召候、依之為御救御手当米来来ル丑年6年々米五俵ツ、 御一手切ニ御積立ニ相成候、尤右米之儀者割元台方村江御預ケニ相成、然ル上者以来越格別之違作等有之年柄、若取続方難出来難渡之村方有之節者右御手当米ヲ以御救被成下候趣、且又取続方難出来御救米并拝借米等相願候節者、願書ヲ以其筋々江相願出可申段 今般厚以 思召を被 仰出候上者猶又此上村役人共者不及申小前一同心得違無之様常々相心掛、弥々以 御苦勞不相掛様急度相心掛可申旨被 仰出、四ヶ村役人共并小前一同 厚御神慮之段難有仕合ニ奉存候、然ル上者被 仰出候其向常々急度相心掛可申候、依之村役人并小前一同連印之御請書差上申处、依而如件

上総国長柄郡

嘉永五子年十二月

千沢村

百姓

七兵衛

（以下、村役人・百姓ら六二人略）

御地頭所様

御役人衆中様

史料6の要点は、次の通りである。①「御救御手当米」として、河野氏の負担で、嘉永六年から毎年米五俵（二石）を積み立てることとする。②この積石は台方村で預かる。③今後、凶作によって相続困難な村が出たときには、

この「御手当米」によって「御救」を行う。

なお、他の史料から、この積石は毎年詰め替えることと、三年目には河野氏の改めを受けることが定められたことがわかる(二七七)。こうして、河野氏の一手負担で積み立てられ、四か村の非常時に備える新たな積石が企画されたのである。ただし、この積石のその後に関する史料は残っておらず、実際に積石が実施されたかどうかは定かでない。そして、文政一〇年からの積石をめぐる、嘉永七年に問題が発生する(「積石一件」)。次節では、その経緯について検討したい。

三 嘉永七年の「積石一件」

1 河野氏の勝手向き仕法替えをめぐる一件

嘉永七年(一八五四)には、「積石一件」に先立って、今一つの一件が発生した。「積石一件」の前提として、まずそちらの一件を瞥見しておこう。

嘉永七年三月、福俵・粟生野・千沢各村の河野知行所の村役人たちが、地頭役所に次のように願ひ出た。このほど、河野氏から、財政難により勝手向き仕法替を行うので、「御賄并御郡代上納金」五両を上納するよう命じられた。その際、特に「御郡代上納金」⁽²⁰⁾は、前年の返納分を必ず皆済するよう厳命された。しかし、この間不作為で上納は困難である。そもそも、これまで毎年、「御郡代上納金」は村役人たちから河野氏の地代官小安治郎左衛門またはその兄保次郎(小安家は台方村居住)に納めてきたが、治郎左衛門・保次郎はその金をどう処理したのか、郡代役所からの受取書等も見せない。嘉永六年分の「御郡代上納金」については特に念を入れて、保次郎(嘉永六年には地代官は保次

郎の甥の小安峯吉であり、峯吉が若年のため保次郎は峯吉の後見となっていた)から郡代役所に「直納」するよう頼んだが、どういうつもりか保次郎はその金を河野氏の用人に渡してしまった。そして、今になって、三か村の頼みなどは知らないと言う。これでは安心できないので、以後は「御郡代上納金」等万事について、三か村から郡代役所に「直納」するようにしたい。

ここで、三か村は、地代官小安家を通じた、河野氏からの「御賄并御郡代上納金」の納入命令を拒否しているわけである。河野氏の仕法替に伴う賄金の要求については、不作為理由に断っているが、それよりも問題の中心は「御郡代上納金」のほうであった。こちらについては、三か村側は、これまで地代官小安家に毎年の返納分を渡しており、今更返納を督促される謂れはないと主張している。小安家が三か村からの返納分を郡代役所に上納していないのではないかと疑惑を抱いているのである。

そればかりではない。嘉永六年分に関しては、三か村から保次郎に、郡代役所に「直納」するよう頼んだが、保次郎はその金を河野氏の用人に渡してしまったという三か村側の主張からは、その金を河野氏が自らの財政補填に流用してしまったのではないかという村側の不信感が窺える。さすがに領主批判を明言はしないものの、暗に河野氏と小安家が結託して、村方から郡代役所への上納金を中間で流用したのではないかと疑っているであり、そこから村方から郡代役所への「直納」要求が出てくるのである。

この一件自体は積石問題とは直接関係ないので、以後の具体的経過は省略するが、最終的には三か村側が根拠のない疑惑を抱いて「直納」を願ひ出たということまで非を認めて、河野氏と小安家に詫びを入れることで決着している。その過程で注目したのは、前嶋家がこの一件の陰の首謀者ではないかと疑われている点である。一件の取調べの過程で、三か村の村役人は江戸に呼び出され、河野氏および河野氏の親類森氏(幕府旗本か)から尋問を受けるが、その

中で三月二十六日に森氏は、台方村組頭前嶋治助と福俵村組頭太兵衛が一件の「腰押」をしているだろうと発言している。四月五日の河野氏の取調べの際にも、福俵村名主利右衛門に対して、このたびの一件を願い出るに際して、治助と相談したかどうか尋ねている。このとき、利右衛門は、「治助はわれわれの相談の場に来ることは来たが、仲間というわけではない」と返答している。

さらに、四月九日には、小安保次郎が、粟生野村年番名主権右衛門と千沢村名主五兵衛に対して、「治助・太兵衛両人者頭取ニ御座候由申候得者、惣代三人(権右衛門・五兵衛と福俵村名主利右衛門)之身分者遁候趣」を述べたが、権右衛門らは「私共ニおひて右様之証拠無之故ニ其儀者申上兼候」と返答した。ここからわかるように、保次郎は、何としてもこの一件の黒幕に治助(と太兵衛)がいるということにしたいのである。保次郎がここまで治助を目の敵にする理由は判然としないが、この時期、小安・前嶋両家の間に対立感情が存在したことは間違いない。同じ台方村の河野知行所に住む有力百姓同士でありながら、両者の間には微妙な対立関係が生じていた。

治助は、嘉永七年四月、地頭所に、次のような内容の弁明書を提出している。自分は、嘉永七年二月に、河野氏の「御勝手向御仕法替」につき、知行所四か村惣代の小安保次郎・福俵村名主利右衛門とともに呼び出され、そこで申し渡しの趣旨をお請けした。その後、福俵・粟生野・千沢三か村の村役人が相談して、仕法替に反対し「直納」を求め願書を提出した。自分も、三か村村役人の相談の場呼び出されて同席したが、自分は三か村の主張には同意していない。しかし、そうしたいきさつを地頭所に報告しなかったのは不行き届きであった、と。

吟味の結果、嘉永七年四月に下された処分は、次の史料7の通りである。

〔史料7〕

福俵村

名主

利右衛門

其方儀当二月中御賄方御仕法替ニ付、四ヶ村為惣代其方出府致、被 仰渡之儀御請申上歸村致、村々江右之趣申達村々一同御請仕、其後ニ至変心ニ及、村々小前末々迄無廉事申聞連印為致、其上此度三ヶ村為惣代不筋之御直納願書差出、猶先地役治郎左衛門悻峯吉後見保治郎如何之納方ニ在之候哉之旨申立、御利解ニ伏候而地役方小前末々迄不帰依杯と申、偽ヶ間敷儀申上候段徒党頭取之筋合ニ茂相当不埒之事ニ候、依之嚴重之御咎ニ可被 仰付之処、格別以 思召名主役召放隠居被 仰付、相統之儀者悻常太郎江被 仰付候者也、

嘉永七寅年

四月十日

右

利右衛門江

粟生野村

年番名主

権右衛門

其方儀当二月中御賄方御仕法替被 仰出之趣四ヶ村惣代之者と承知之上御請仕、其後ニ至変心ニ及、村々小前末々迄無廉事申聞連印為致、其上此度三ヶ村為惣代不筋之御直納願書差出、猶先地役治郎左衛門悻峯吉後見保治郎如何之納方ニ在之候哉之旨申立、御利解ニ伏候而地役方小前末々ニ至まで不帰依杯と申、偽ヶ間敷儀申上候段

不埒之事二候、依之嚴重御咎可被 仰付処、格別之以 思召年番名主役可被召放段被 仰渡候者也、

嘉永七寅年

四月十日

右

權右衛門江

千沢村

名主

五兵衛

其方儀当二月中御賄方御仕法替被 仰出之趣四ヶ村惣代之者^レ承知之上御請仕、其後二至変心ニ及、村々小前末々迄無廉事申聞連印為致、其上此度三ヶ村為惣代不筋之御直納願書差出、猶先地代官治郎左衛門悻峯吉後見保治郎^(次)如何之納方ニ在之候哉之旨申立、御利解ニ伏候而地役方小前末々迄不帰依杯と申、偽ヶ間敷儀申上候段不埒之事ニ候、依之嚴重御咎可被 仰付処、格別之以 思召名主役可被召放段被 仰渡候者也、

嘉永七寅年

四月十日

右

五兵衛江

福俵村

組頭

其方儀当二月中御賄方御仕法替ニ付、四ヶ村役人共御呼出之処多人数出府ニて者入用等茂相掛難渋之趣ニ付、為惣代台方村保治郎^(次)・福俵村利右衛門罷出、其節其方儀者外御用ニ而出府中ニ付、右御賄御仕法替被 仰渡之節御親類方御立会之御席江罷出御請申上、帰村之上右之趣村々江申達一同御請申上、其後利右衛門江^(應)同服致被 仰渡之儀忘却致、一同江無廉事申聞変心為致、三ヶ村連印を以直納願差出不筋之事ニ候、猶先地役治郎左衛門悻峯吉後見保治郎如何之納方ニ在之哉之旨杯惣代之者^レ為申立、且又地役方小前末々不帰依杯と申、偽ヶ間敷儀申上候段利右衛門同意徒党頭取之筋合ニ茂相当、惣地混雜為致候段不埒之事ニ候、依之嚴重御咎ニ茂可被 仰付処、格別之以 思召組頭役召放村慎被 仰付、此上参会其外一切罷出申聞敷者也、

太兵衛

嘉永七寅年

四月廿五日

右

太兵衛江

台方村

組頭

治助

其方儀当二月中御賄方御仕法替ニ付、四ヶ村役人共御呼出之処為惣代台方村保治郎^(次)・福俵村利右衛門罷出、其節其方儀者外御用ニ而出府中ニ付、右御賄御仕法替被 仰渡之節御親類方御立会之御席江罷出御請申上、帰村之上

右之趣村々江申達一同御請申上、其後外三ヶ村致変心福俵村利右衛門・同村太兵衛始三ヶ村役人共以連印、先地役小安治郎左衛門倅峯吉後見保次郎如何之納方ニ有之哉之旨抔惣代福俵村利右衛門・粟生野村権右衛門・千沢村五兵衛方申立、不筋之願書差上候ニ付段々取調候処、三ヶ村役人共福俵村利右衛門方江内参会致候節、其方儀其場江出席致、兼而筋柄茂心得居如何之存寄ニ候哉、地役小安峯吉同役保次郎江茂早速右之段答可申処其儀無之打捨置、猶御地頭所江茂御届も不仕、其方儀者保次郎同様地役後見茂被 仰付在之候身分ニ而、右御仕法替筋合も惣代之者同様ニ心得居、惣地混雜之儀出来三ヶ村役人一同以連印願出候儀ニ付、台方村・福俵村・粟生野村御相給村役人共迄茂右為見舞出府致候程之儀を其方身分丈之御届等一切不仕、其上地役小安峯吉江茂右之心附茂致不申捨置候者後見之廉合も無之不行届之事ニ候、依之地役後見役并御手当被 召放御呵被置、猶此上組頭役大切ニ相守不取計之儀無之様急度相勤可申者也、

嘉永七寅年

四月

御地頭所[㊤]

右

[㊤]破損・治助江

右之通五人之者江被 仰渡候間、此段四ヶ村小前末々迄不洩様申聞、以後小前ニ至迄心得違無之様急度御達可被成候、

嘉永七寅年

四月

永井龍三郎[㊤]

地代官

小安峯吉殿

最終的に、福俵村名主利右衛門は名主罷免のうえ隠居、粟生野村年番名主権右衛門・千沢村名主五兵衛は名主罷免を命じられ、福俵村組頭太兵衛は「利右衛門同意徒党頭取之筋合ニ茂相当」ということで「組頭役被召放、村愼」とされた。

史料7にある通り、治助は「地役地代官後見」の地位にあり、かつ三か村村役人たちの相談内容を知りながら、小安峯吉・保次郎へも、地頭所へも届け出なかったことが不行き届きとされて、「地役後見役并御手当被 召放御呵」という処分を受けた。ただし、組頭役は勤続することとされた。

治助は、三か村の訴えに加担したわけではないが、それを知りつつ見逃した責任を問われたのである。そして、この一件の経過から、治助と小安峯吉・保次郎との確執の存在が窺えた。この両者の確執が、同年に起こる「積石一件」にも影響を与えることになるのである。

2 「積石一件」の経過と結果

嘉永七年には、すでに解消したはずの積石が問題化した。その経緯を、次の史料から見ておこう。

〔史料8〕(ト二七二一)

[㊤]端裏書
「後ニ認め」

私親るい同郡台方村年番名主治助義者、河野良以様御知行所ニ而、去ル文政十亥年中同人親治兵衛名主勤役中、地頭方知行四ヶ村江非常用意米与して、御年貢之内方ヶ村江五斗宛、就而者村々より五斗足米いたし、壹ヶ村

二有之処、保二郎義〔抹消〕伯父之謂を以後見いたし、乍去是迄数十年來無難相治、〔加筆〕且ハ先年御救与して被下置候積石御払代金〔抹消〕候村々、同人纔四五年後見相勸候〔し〕已來〔抹消〕伯父之謂を以後見いたし、乍去是迄數十年来無難相治候村二有之処、同人義後見相勸候已來地頭奥向江常に入込、殿様江種々悪意申勸村々呼出之上非常之吟味等被成、承伏不致者手鎖明長屋等押込嚴重之吟味ニ預り、苦敷儘無抛承知致ものハ身上限上納相成候ものも有之、畢竟保二郎義地頭等縁組いたし重役相勸候より之義、既二一昨子年中治助御呼出之上、身分不相応之借金等被申付必至与難渋二者御座候へ共、減方歎願致上金仕候処、尚亦昨丑年中御呼出之上百五拾両用金可差出旨被申付候二付、打続候義ニ御座候間御有免之歎願いたし候処、国許持山并居屋敷廻立木伐採売払代金上納可致旨度々嚴重被申渡、右体ニ而ハ実ニ迷惑至極仕候二付、無余儀所持高〔マカ〕高之内拾石分御地頭所江差上候間、右田面御売捌候而御用金之義御免被 仰付度旨歎願いたし候処、強而金納可致旨被申渡、無左候ハ、養父治兵衛呼出之上可申付旨被申聞当惑致候間、親る共江相頼金五拾両借受上納致候様御受いたし、漸々帰村農業出精罷在候処、今般之次第ニ相成、積置候もの江御救与して被下置候積石御取調之上右石代上納被申付、左候へ共右積石ハ素々村役人共積置候義にて、全地頭所御下ケ相成石高者初年之五斗限りニ而、其余者銘々より出石致候義ニ御座候間、地頭所ニ而御取立被成候義ハ筋違之様奉存候、然ルを嚴重之取斗を以無体ニ私欲横領之姿ニ仕成候茂、保次郎地頭所奥向江入込謀計申勸、最初五斗之積石有之江事寄年曆相立候役人跡并当時引続候役人共江難題申掛必至与難渋困窮致候次第、況先年御救与して積置候もの共江被下置義〔歴カ〕曆然、証書も有之相分候義をも取用難相成〔マカ〕杯権威ニ為被募、無利非道ニ謂なく返納可致旨被申付候間、御書下ケも有之間御有免相願候ハ、強情之旨ニ而明部屋江押込嚴敷糺明被申付義ハ、皆峯吉保二郎兩人之取斗仕業ニ而村々之もの共苦痛罷在、乍併右兩人義御知行所取締役をも相勸候重役之身分ニ而、是迄右治助其外之もの共江用金被申付候而も、峯吉保二郎ニ限而右体之義曾而無御座、畢

二而都合壹石之積石可致旨被仰渡候二付、翌子年右積石いたし候処、尚翌丑年右積石江割式分五り之利米差出、外二村々右石別積可致旨是亦被仰付候二付、右之通年々積置候処、地頭積村積之分共江前書利米割式分五厘差加、五ヶ年ほど積立候得共、右躰利米等差加候様ニ而者中々不行届候間、去ル天保三辰年中右治兵衛外三人ハ、地頭所江罷出積石御免相願候処、御聞濟ニ相成、尤積石之分御払ニ相成右金江割之利足ニ而村々江御貸渡被 仰付拜借罷在、然ル処同七年申年中若殿様御家督ニ付御物入多分相嵩候旨ヲ以、御乗出し金御上納之用意可致旨〔抹消〕「先年貸渡置候積石払代金可返納旨御書付を以」被 仰渡候間、同年以來者國中稀成大凶作にて、一同飢渴ニも可及程之時節柄、迎も金子調達方不行届無余儀村々役人共地頭所江罷出、積石代金御有免之上被下置候様〔抹消〕「右金返納御猶予之」歎願いたし候処、格別之思召を以村々積置候もの江御救与して被下置候段、御書付を以被仰渡一同難有〔抹消〕「無難」御受仕、同八酉年二月御乗出し御上納金足合ニ仕是まで輕營罷在候処、此節ニ至り村々役人共御呼出之上、右積石払代金返納可致旨被 仰渡候二付、右者先年凶作相続候御御救与して村々江被下置候旨之御書下ケ写差上歎願仕候処、本書可差出旨被申渡候間、国許ニ差置候間帰村之上取調差上度奉存候間、為取寄中帰村願上候得共御聞濟無御座、然ルニ治助江無御沙汰も御徒永井龍三郎殿台方村江出役被致、且家内御鑿穿〔マカ〕ニ相成候上、同人所持之諸書物可差出様被申渡、其上当八拾五歳ニ相成候養父治兵衛御曳立之由被申聞候二付、右体老衰不隨身之もの途中等之変事等も無寛束歎願奉存候間、私共より其段御出役江相継り歎願仕漸々御有免ニ相成、乍併治助壹人ニ限右体之御取斗私共ニおゐて何共難心得奉存候処、右ハ此節同村割元名主峯吉後見伯父保二郎義、地頭所江奥向江這入込、地頭所改革与言立種々悪謀取巧候趣慥承知いたし、一体同人義ハ地頭河野様伯父森宗雨様江姪しを与申女子縁付、割元峯吉義者右宗雨様与兄弟ニ相当り、保二郎義右兩人之伯父ニ相当、右河野様江も縁之親類ニ相成、峯吉義ハ割元名主相勸候得共、同人者当年漸々廿三四歳ニ相成殊之外柔弱不弁之もの

竟縁合有之儀を以勝手儘之取斗、夫而已ならず悪法を以數十ヶ年来穩輕管罷在候農家潰退転可致程之時宜ニ至リ、峯吉保二郎勤役已来纔四五年之間ニ相心之百姓幽之煙も難相立罷成候もの不少、然ルニ右治助抔者別而御物入相嵩候都度大金被^(取損)取義度々、最早可言懸義無之逆数年相立、殊ニ御救与して被下置候積石江事寄、無利非道に明部屋江押込嚴重之取斗請必至難波致居候段不忍看、恐多義不顧奉絶御憐愍候間、何卒以御慈悲前顯之始末逸々被為聞召 御仁恵之御沙汰被成下度、幾重ニも奉願上候、以上

河野良以様御知行所

上総国山辺郡台方村

年番名主

治助親類

(後欠)

史料8では、治助の親類によって以下のような主張がなされている(以下の記述は、二一三二によって一部補足)。①台方村居住の割元名主小安峯吉とその後見保次郎は、峯吉の姉「しを」が、河野氏当主の伯父林宗雨に嫁いている関係から、河野氏の奥向きへ入り込んで、村方にとっては不都合なことを河野家当主に勧めている。②嘉永五年には、峯吉・保次郎の勧めにより、前嶋治助に多額の御用金上納が命じられた。上納免除の嘆願は聞き入れられず、治助は所持地を質入れしたりして金を工面し上納した。③翌嘉永六年にも、再び治助に御用金上納が命じられ、免除を願ったところ、罰として江戸屋敷の空き長屋へ押し込められた。仕方なく、治助は親類から借金して金五〇両を上納した。④嘉永七年には、天保七年(一八三六)に村方に下付されたはずの積石の返納が命じられた。村々が、積石は下付されただけだと主張しても、受け入れられない。これも、小安保次郎が仕組んだことである。⑤治助と千沢・粟生野両村

の村役人は、河野氏に、峯吉・保次郎が無理難題を言わないよう命じてほしいと願っている。

こうした経緯のなかで、治助や千沢・粟生野両村の村役人は江戸に呼び出され、河野氏の吟味を受けることになった。その際、治助は詳細な「江戸日記」(ス一五三)を残しており、そこから江戸での吟味の経過を追うことができる。⁽²²⁾

治助は、嘉永七年九月一三日、台方村を発って江戸に向かった。翌一四日に江戸に着き、小網町の宿に入る。一九日に河野氏の江戸屋敷に出頭し、当主直々の吟味を受ける。河野氏から積石の経緯と現状を尋ねられ、治助は「先年のような鼠算式の利倍法ではゆくゆくは村方の難渋になるので中止を願って認められ、積石は積み立てた者に下げ渡された」旨を返答している。このとき、千沢村からは又兵衛・半左衛門、粟生野村からは浅右衛門・長左衛門が出席している。⁽²³⁾

一〇月一日に、台方村から茂左衛門が来て、前嶋家の家内を探したところ、天保七年の積石宥免書の本書が見つかったとのことで、その本書を治助に渡し、治助も一安心している。⁽²⁴⁾

一〇月四日の吟味では、治助が、「積石は百姓一同に命じられ、台方村以外の村は百姓一同で積み立てたが、台方村では積み立てる者がいなかったたので、前嶋家が一手に負担して積み立てた。積石宥免の際、そうした事情を河野氏の用人に話したところ、用人から積み立てた者に下付すると言われたので、台方村では前嶋家が受け取った」という説明をした。それに対して、当時の用人浜田元兵衛が、積石は村方に「呉遣し候次二者無之」、宥免書は前嶋治兵衛から頼まれたので書いただけだ、との証言を行った。⁽²⁵⁾

この一件には、中村の磯右衛門・北吉田村直右衛門・粟生野村甚右衛門が扱いに入った。一〇月一日には、治助が磯右衛門に事情を説明したところ、磯右衛門は「何ニも不構、積石之儀者打捨咄しなしニ致し、御用金之積りニ致度」との意向を示し、御用金の額として、総額八〇両、そのうち千沢・粟生野両村で四〇両、台方村で四〇両を負担

するという案を提示した。それに対して、治助は難色を示し、「元積石与り事起り候ニ付而者、相当之割合之趣ニ有之候趣」を主張した。ここでいきなり話は積石問題から御用金上納へと転換している。このとき、磯右衛門は河野氏に打診したうえで御用金の話を切り出しており、これは河野氏も承知の上のことであった。また、治助も金額はともかく、御用金上納そのものについてはつきり拒絶しているわけではない。ただ、積石は四か村で同一額を積み立てたのだから、御用金も各村が同一の割合で負担するのが筋だと主張しているのである。

一〇月一二日には、磯右衛門から、「河野氏側は一五〇両位を要求してきたが、それでは話がまとまらないだろうと返答しておいた」との旨を伝えられた。

一〇月一三日には、治助と台方村茂左衛門が、扱人の中村磯右衛門・北吉田村直右衛門・粟生野村甚右衛門と会ったが、そこで扱人らから、再び、河野氏側は金一五〇両ほどを要求していることを伝えられた。また、一五〇両のうち、半額を千沢・粟生野両村に、残る半額を台方村に借金させる意向であることも示された。これに対して、治助は「今般積石一条事起り候ニ付而者、アヲノ千沢之儀者積立候節下ケ候節上納致候節共ニ大勢ニ而致、台方之儀者積立御下ケ上納之儀も老人ニ而致候ニ付、此度上納金与而も同様ニ而、式ケ村之儀者大勢、私方之儀者老人ニ御座候趣」を主張し、茂左衛門は、治助から五両、親類たちから五両の計一〇両の借金を提案した。それを受けて、扱人三人が協議し、台方村の一〇両に千沢・粟生野両村からの二〇両を加えて、計三〇両上納という案を河野氏に提案することになった。⁽²⁶⁾

一〇月一五日に扱人が来て、河野氏側は、「千沢・粟生野両村は三〇両くらいでよいが、台方村からは五〇両くらいの借金が必要である」との意向であることを治助に伝え、治助はこれを拒否した。

一〇月一八日に治助は扱人と会い、扱人から千沢・粟生野両村は借金を承諾しそうな状況であることを聞く。治助

は「^(過息)くわたいのやうニ外々方も大金故不行届趣、只御用金之儀ニ有之候得者元方其積り之処、此度之儀者積石事初り候上者外並ニ候而者不行届趣」を主張した。治助の主張は、「前嶋家の落ち度に対する処罰のように、自家にだけ他村より多額の借金が課せられるため、話がまとまらないのである。初めから御用金だと言ってもらえれば、そのつもりで考えるのに、今回は積石から事が始まった。それならば、過去の他村の積石量とのバランスが考慮されなければ、借金は承知できない(今回の借金は、過去の各村の積石量の割合に応じて各村均等になされるべきである)」ということであろう。

翌一九日には、千沢村半左衛門・粟生野村浅右衛門・扱人の北吉田村直右衛門が来て、千沢・粟生野の二か村だけが「済寄」となって帰村するのも気の毒なので、治助についても何とか「済寄」にしたいと述べた。治助と茂左衛門が、「われわれも「済寄」にはしたいが、大金なのでどうしようもない。御屋敷様(河野氏)ほどのくらい減額してくれるだろうか」と述べたところ、直右衛門は掛け合ってみるということであった。二一日には、千沢・粟生野両村の者は、出金額について河野氏と合意して帰村した。

二二日には、治助・茂左衛門らが小安保次郎と掛け合い、治助側は金一五両で「済寄」にしたいと主張し、保次郎は河野氏に伺ってみると答えた。

二三日には、治助と茂左衛門が河野氏の屋敷に行つて保次郎と掛け合い、金六〇両の上納で合意した。当面一〇両を上納し、残りは三年賦で上納することとなった。これで解決の道筋が付いたわけだが、今度は合意に際して河野氏と治助との間で取り交わす文書の文言が問題になった。二五日に河野氏から、「御書付下書三通、御冥加受取、積石事柄相訳り候趣之御書下ケ、嘆願書、 \times 三通り」が渡された。このうち、「御冥加受取」は、治助から上納する冥加金(御用金)の受取(河野氏側が差し出す)、「積石事柄相訳り候趣之御書下ケ」は、積石問題はこれで解決した旨の河野氏

からの文書、「嘆願書」は前嶋家から河野氏にこの間のいきさつを託びるものだと思われる。しかし、そのなかに治助にとつては納得できない文言があったため、治助は翌日までの日延べを願って退出した。

二六日に治助と保次郎が掛け合い、保次郎から、話し合いでは合意に至ったのに今更どうして文言で揉めるのか尋ねられて、治助は「掛合者書付与者事代り、嘆願書二而者親父汚名付、書下ケニ而者積石之儀者分り不申二付不行届趣」を説明した。文言のどこが問題なのか、これ以上のことはわからない。

ともあれ、二七日には治助が河野氏の屋敷に行き、「嘆願書認メ差上、金子御受取(御冥加受取、引用者註差上ル、先御宥免書之儀者四ヶ村江抱り居候二付、保次郎殿与取替せ致、同人江預ケ申候而、積石之儀者事柄相分り候趣之御書下ケ頂戴」した。

二八日にも、治助は河野氏の屋敷に行き、当主に目通りして、「積石一条之儀事柄相分り永々大儀之趣」との言葉をもらい、これでようやく一件落着となった。以上が、「積石一件」の一部始終である。

おわりに

以上述べてきた本章の要点を、あらためてまとめておきたい。

第一節では、備荒貯蓄に関する先行研究を整理したが、そこからは以下のような流れが確認できた。一七世紀においては継続的・制度的な備荒貯蓄はいまだ一般的には形成されておらず、災害・飢饉時には、領主と村方でそれぞれ被災者救済と被災地復興が図られた。享保期を画期に、幕藩領主側は財政的負担の増大を理由に御救を限定するようになり、災害対応における村方の責任と負担は増大した。天明・寛政期になると、天明の飢饉を契機に、前もって災

害時に備える備荒貯蓄の重要性が認識され、各地で取組みが進められた。ここでは、領主と百姓がそれぞれ金穀を出し合い、管理の面でも、日常の管理は村方が行い、領主はそれを監督するといったように、官民の役割分担と協力のもとに備荒貯蓄が進められたことが特徴である。一九世紀においては、順調に積穀がなされた地域もあれば、形骸化していった地域もあり、多様なかたちで推移したが、幕末まで積穀が継続された地域であっても、近代に入るとそこに大きな転換が生じるようになった。

また、備荒貯蓄が有効に展開するかどうかの鍵を握ったのは地域の中間層・豪農層である。彼らの負担感が近世的なあり方とは異なる備荒貯蓄制度を希求させる場合もあれば、十分な経済力や特権の獲得、地域貢献への責任感などによって、積極的に備荒貯蓄を担った中間層もいた。

おおよその流れは以上となるが、従来の諸研究は総じて幕府領・大名領を主要対象としており、旗本領を対象としたものは少ない。しかし、一九世紀における備荒貯蓄の展開のあり方には、領主と地域の違いによってかなりの差があることに鑑みれば、旗本領における備荒貯蓄の特質を解明することには十分な意義がある。これが、本章の課題意識である。

第二節・第三節では、一九世紀の河野知行所における備荒貯蓄について、台方村を中心に検討した。河野知行所の備荒貯蓄は短期間で終焉し、継続的な制度となることはなかった。一般的に歴史研究においては成功例に目が向きやすいが、はかばかしく進まなかった事例に着目し、その原因や背景を追究することも重要であろう。

この積石について、まず河野氏側からみてみよう。河野氏が積石を命じた名目は「非常備」のためというところであり、それは嘘ではなかったろう。備荒貯蓄をめぐる全国的な動向のなかで、自領においてもそれを始めようとしたものと思われる。ただ、この積石には、当初から利殖という側面が濃厚であった。そのことは、毎年集めた穀物を全部

貸付に回すという運営の仕組みに現れている。しかも、運用と利殖の責任は村方にあった。積石開始後まもなく、村方は天保の飢饉に見舞われるが、そのなかで村人の救済にこの積石がどの程度役立ったかは定かでない。

ただし、積石の利殖が河野氏にとって意味をもつためには、その前提として、積石の所有権が河野氏側になければならない。そして、実際、河野氏はそのような認識に立って積石問題を扱っていく。そうした認識は、嘉永七年に家政改革の一環として積石の返納を求めたことにも現れている。河野氏にとって、積石とは村に預けてある自身の財産であり、それを返納させて自家の財政に繰り込むことは、村方に御用金を賦課することと実質的には共通する性格のものであったのである。河野氏が積石を自身の所有物だと考える根拠としては、初年度に自ら若干の出穀をしたこと、自らの制度設計によって積石が開始されたという経緯などがあつたのであろう。しかし、それだけで、河野氏が積石全体に対して所有権を主張することは、村側にとってどうも納得できるものではなかった。

では、次に積石問題を村側の視点からみてみよう。村側にとって、この積石はまずもって負担であつた。河野氏のプラン通りに積石量を増大させていくことは現実には困難だったのである。そこから、天保三年（一八三二）の積石御免願いが出てくる。

積石の所有権については、史料⁸で、「右積石ハ素々村役人共方積置候義にて、全地頭所方御下ケ相成石高者初年之五斗限りニ而、其余者銘々より出石致候義ニ御座候間、地頭所ニ而御取立被成候義ハ筋違之様奉存候」と正当な主張がなされているように、村方では積石（少なくともその大部分）は村方の財産だと考えており、事実そうした主張も行っていった。しかし、そうした主張は前面に出されることなく、「積石一件」の論点の中心は、天保七年に積石が村方に下付されたかどうかというところに絞られていった。ここでは、河野氏・村方とも積石は河野氏の所有物であることを前提に、下付の事実の有無を争っているのである。両者は下付の事実の有無については対立しているが、積石

が河野氏の所有物であるということは両者とも前提としており、そこで争っているわけではない。そこに、「積石一件」の特徴的な構図がある。村側には、天保七年の下付を前面に出して主張すれば、積石返納命令は撤回させることができるという判断があつたのであろう。しかし、そうした主張では、結果的に、財政が逼迫している河野氏の要求をかわしきることはできなかった。

村側からみた積石について、さらに次の四点を述べておきたい。

第一に、同じ河野知行所でも、村ごとと積石への対応の仕方が異なっていたことである。台方村では前嶋家が積石を一手に引き受けていたのに対して、千沢・粟生野両村では、正確な基準は判然としないものの、百姓たちが分担して積石を行っていた。台方村には前嶋家という豪農が存在したために、同家に全面的に依存するかたちで積石が実施されたのである。では、他の河野知行所村々では、いかなる村落構造のもと、具体的にどのような基準と方法で積石が行われたのか。この点の解明が次なる課題となる。

第二に、河野知行所村々が天保三年に積石の中止を願った際、それまで積み立てた米の売却代金で山を購入することを提案している点である。前述したように、山は、飢饉時の食料採取の場、また薪炭や木材を売却して食料購入代金を得る場として重要な意味をもっていた。河野氏の利殖としての側面が強い積石に替えて、より飢饉対策として実効性のある山の購入を提案したところに、村側の主体的な動きをみることができる。しかし、残念ながら、実際に山を購入するには至らなかった。

第三に、領主と村方の共同での積石や、各村の主体性に任せた積立て方法などについては、これまで官民協力による公共性の実現や村側の自律性を示すものとして、研究史上積極的に評価されることが多かった。そうした側面は確かに存在するが、本章の事例は、そこにはまた異なった一面のあることを教えてくれる。すなわち、領主と村方の共

同での積石は、ごく一部でも米を抛出していることを根拠として、領主が積石全体に所有権を主張することにつながり、各村の主体性に基づく積立て方法は、領主との交渉の際に、各村の足並みの乱れを生む原因にもなるのである。「積石一件」においては、福俵村はほとんど他の三か村と共同歩調をとっていないし、千沢・粟生野両村も台方村より一足先に河野氏との合意に達して、代表が帰村してしまうのである。

第四に、積石における河野知行所百姓と前嶋家との責任区分の曖昧さである。換言すれば、積石の責任主体は、知行所百姓全体なのか、前嶋家のみなのかということである。積石は知行所全体に命じられたわけだが、台方村河野知行所においては実際には、当時名主だった前嶋家が積石を一手に引き受けた。そのため、積石に関する問題は、前嶋家が名主役を退いた後も、もっぱら同家に関わるものとして扱われたのである。ここでは、積石が知行所百姓全体の問題とされるというよりも、むしろ前嶋家の責任が問われることになった。「積石一件」において、前嶋家以外の河野知行所百姓の関与は稀薄である。むしろ、村内外の前嶋家の親類たちが解決のために奔走しているのである。ここにみられるような河野知行所内での前嶋家のあり方が、他の時期・事案についてもあてはまるのかどうか引き続き検討していく必要がある。

最後に、前嶋家にとつての積石の意味を考えておきたい。台方村においては前嶋家が一手に積石を引き受けたため、負担はひとえに同家の肩にかかってきた。さらに、前嶋家は多額の御用金も負担していた。そして、「積石一件」では、自らの主張は否定され、またしても新たな経済的負担を強いられた。その背景には、小安家との対立が存在した。同じ台方村河野知行分の有力百姓でありながら、河野氏の意向を代弁する小安家と、それに批判的な前嶋家。同じ中間層であっても領主との距離の取り方には大きな違いがあり、それが積石問題にも反映しているのである。

そうした状況下で、前嶋治助は「御殿様之無慈悲・保次郎之不心躰、何共心外至極」との感想を漏らすに至る。治助の、河野氏への不信任は根強く、河野氏との心理的距離は遠い。しかし、治助は、積石の所有権については河野氏の主張を否定できず、積石返納に代わる御用金負担も拒否できない。できるのは、御用金の減額交渉にとどまる。そして、こうした河野氏の姿勢のもとでは、村民救恤の役割は以後も前嶋家が果たさざるを得ないことになろう。本章でみたようなあり方も近世の備荒貯蓄の一面であり、こうした側面は旗本領を対象とすることで鮮明にみえてきたといえよう。経済的基盤が弱小な旗本の知行所において、このような矛盾はより鋭く表出すると考えられるからである。ここに、本章が旗本領を対象として、備荒貯蓄について検討した積極的意味があるろう。

では、河野知行所における災害対策は、実際には誰がどのように担ったのか。その効果はどれほどで、そこにはどのような矛盾や課題が存在したのか。負担を強いられる豪農層は、そうした救恤のあり方に対していかなる意識を抱いたのか。これらの点の解明が次なる課題となる。

註

- (1) 深谷克己『百姓一揆の歴史的構造』(校倉書房、一九七九年)、同『百姓成立』(塙書房、一九九三年)。
 (2) 大友一雄「享保期郷村貯穀政策の成立過程」、『国史学』一一八、一九八二年。なお、大友一雄「武蔵野新田支配政策の特質」、『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五六年、一九八二年)では、①武蔵野新田においては、代官川崎平右衛門によって、幕府公金貸付を利用した貯穀政策が行われており、幕府中央の政策とは異なる政策が実施されていた、②こうした政策は、川崎代官退任後も、「養料金併溜雑穀制度」として基本的に継承された、③これらは、「不安定な新田百姓には公金貸付によって獲得した利子分を配分し安定化させ、その一方ではこの利子分支給を通じて貯穀を義務づけた、全く領主の支出を不用とする村落支配制度であった」(三三七頁)、と述べられており、重要な指摘である。

- (3) 福田千鶴『幕藩制的秩序と御家騒動』(校倉書房、一九九九年)。
- (4) 菊地勇夫『飢饉から読む近世社会』(校倉書房、二〇〇三年)。
- (5) 山口啓二『鎖国と開国』(岩波書店、一九九三年)、藤田覚『松平定信』(中央公論社、一九九三年)、同『近代の胎動』(同編『日本の時代史二七 近代の胎動』吉川弘文館、二〇〇三年)。
- (6) 山内励『羽州村山郡幕府領における郡中備金について』(『山形史学研究』二七・二八・二九合併、一九九六年)。
- (7) 中谷正克『郷蔵保管糧の性格とその維持・運用』(渡辺尚志編『東北の村の近世』東京堂出版、二〇一一年)。
- (8) 佐藤大介『災害対策をめぐる「協働」と「公共」』(『人民の歴史学』二〇一、二〇一四年)。
- (9) 栗原健一『近世備荒貯蓄の形成と村落社会』(『関東近世史研究』六三、二〇〇七年)。
- (10) 栗原健一『豪農と備荒貯蓄』(『立正史学』一〇七、二〇一〇年)。栗原氏の研究には、ほかに「近世幕領村落における備荒貯蓄」(立正大学大学院文学研究科『大学院年報』二四、二〇〇六年)、「幕末期村落における「貯穀」盗取と「徒者」」(『立正史学』一〇四、二〇〇八年)、「幕末期における宿場町の「困穀」運営と小前騒動」(高木俊輔編『信濃国麻績宿名主日記』岩田書院、二〇〇九年)、「秋田藩における山村の備荒貯蓄」(徳川林政史研究所研究紀要』四八、二〇一四年)などがある。
- (11) 田中薫『備荒貯蓄制度成立をめぐる基礎的研究』(上)(中)(下)(『信濃』六三―三・四・五、二〇一一年)、同『備荒貯蓄制度進展の基礎的研究』(上)(下)(『信濃』六四―二・三、二〇一二年)。
- (12) 山崎善弘『近世後期の領主支配と地域社会』(清文堂出版、二〇〇七年)。
- (13) 尾崎真理『近世後期における幕府備荒貯蓄政策の特質』(『ヒストリア』二四四、二〇一四年)。
- (14) 松沢裕作『明治地方自治体制の起源』(東京大学出版会、二〇〇九年)。
- (15) 以下で考察する河野知行所における備荒貯蓄については、葦塚雄一「去天保年中積石一件書留」抄(『歴史科学と教育』四、一九八五年)で紹介されている。
- (16) 以下、本章で用いる史料は台方村前嶋家文書である。典拠史料については、本文中に『東金市台方前嶋家文書目録』における文書番号を用いて示すことにする。
- (17) 一八世紀末以降、幕領・藩領を問わず、備荒貯蓄の取組みが広く行われたことは第一節でみた通りである。河野知行所における備荒貯蓄の開始も、こうした動向を踏まえたものであろう。ただ、なぜ文政一〇年に始められたのかは定かでない。
- (18) (嘉永七年)九月二三日付前嶋治助書状(親類の茂左衛門・嘉七・三郎兵衛宛、一七九八二)では、積石免除を願った理由として、「鼠算与か申割合ニ而永々積立致候得者末々者村方難渋ニ相成候ニ付御免願上候」と述べられている。積石を毎年貸し付けて利殖するという方法は、村方にとっては「鼠算」に等しいものであり、そうそううまくいくとは思われないものであった。そこで、ゆくゆくは「村方難渋」になると考え、免除を願ったのである。これは後年の書状の文言だが、おそらく実態を表しているのではなからうか。
- (19) 山は、飢饉の際に山野草や木の実を採取して飢えをしのぐ場として重要であった。また、飢饉時に山の立木や薪炭を売って食料を購入することも広く行われた。したがって、飢饉対策として、積石の代わりに山を買うということには相応の理由があったといえる。
- (20) 「御郡代上納金」とは、河野氏が関東郡代役所(馬喰町御用屋敷貸付役所)から借用した金の返納分であると思われる。
- (21) 『千葉県の歴史 資料編 近世三(上総一)』(千葉県、二〇〇一年)五九一―五九三頁所収、前嶋家文書。
- (22) 以下、特に注記のないかぎり、記述はこの史料に拠っている。また、(嘉永七年)九月二九日付前嶋治助書状(親類の

柴茂左衛門・前嶋嘉七・前嶋三郎兵衛宛、七一〇〇五―一三〇によると、福俵村では、栄次が一〇一石余、利右衛門が八六石余を「御請」し、当時減額交渉中であると記されている。ここから、福俵村は、他の三か村とは別個に河野氏と交渉していたと思われる、そのため前嶋家文書には福俵村の動向はほとんど出てこない。

(23) 嘉永七年九月に、千沢村の小前一同は、積石の件は、一両人がうわさに聞いている程度だと述べている。嘉永七年時点で、村民の積石についての記憶は消えかけていたのである。それだけに、河野氏から突然返納を求められたときの困惑ぶりは想像に難くない。

(24) (嘉永七年)九月二三日付前嶋治助書状(親類の茂左衛門・嘉七・三郎兵衛宛、一七九八二)では、積石宥免申渡書付は千沢村源八方にあったが、出し遅れのかたちになってしまったため、治助が書付を台方村に送り、治助の親類たちが前嶋家の家内を探して発見したことにしてほしいと記されている。また、(嘉永七年)九月二九日付前嶋治助書状(柴茂左衛門・前嶋嘉七・前嶋三郎兵衛宛、七一〇〇五―一三〇)では、積石宥免申渡書付は大切なものなので、台方村に来た河野氏の役人には下書を差し出し、本書は台方村から江戸の治助方へ送るよう伝えている。前者の書状の記載内容は、「江戸日記」の記述と齟齬している。書状に虚偽を記載する理由はないので、治助は「江戸日記」が目につける(あるいは「日記」を人に見せる)場合を想定して、「江戸日記」では、家宅搜索の結果、積石宥免申渡書付が発見されたというようにしたのである。ここから、「江戸日記」には一部フィクションが含まれているといえよう。

(25) これは、宥免書は浜田が一存で書いたものであり、河野氏は関知していないため無効だとの論法である(前嶋家文書前嶋家保管分一一三四―八七)。(嘉永七年)一〇月六日付茂左衛門・治助書状(前嶋三郎兵衛・前嶋嘉七宛、七一〇〇五―一六)によると、元兵衛は、宥免書は渡したが、「積石之儀者下ケ切二不致」と述べたという。これについて、治助は「誠二不都合之申分」であると記している。また、同書状によると、一〇月二日に、河野氏の江戸屋敷で河野氏から、

積石宥免申渡書付を明朝まで預かりたいと言われたとき、治助は「預り一札」を取ったうえで預けている。そして、翌日「預り一札」と引き換えに書付を返してもらっている。ここには、領主と領民との情誼的恩頼関係もなければ、領主の言いなりに服従する百姓の姿もない。あるのは領主への不信感と、領主との文書貸借に預かり証を取るというドライな関係である。

(26) こうしたやり取りについて、(嘉永七年)一〇月一四日付茂左衛門・治助書状(前嶋治兵衛・前嶋嘉七・前嶋三郎兵衛宛、七一〇〇五―一三〇)では、「御殿様之無慈悲・保次郎之不心躰、何共心外至極」であると述べられている。

(補記) 第一節で取り上げた研究動向に対しては、木下光生「近世日本「御救」史観の再検討」(『歴史学フォーラム二〇一四の記録』歴史学フォーラム二〇一四実行委員会、二〇一五年)が批判的な再検討を行っている。また、出羽国村山郡幕府領の郡中備金については、森谷圓人「近世後期、困窮救済をめぐる地域社会と幕府代官所」(『歴史』一二五、二〇一五年)が詳細に分析している。合わせて参照されたい。